

II. 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (令和6年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
資産の部		
1 信用事業資産	93,217,041	94,418,433
① 現金	489,476	457,362
② 預金	83,586,171	85,341,367
系統預金	82,275,398	84,057,229
系統外預金	1,310,772	1,284,138
③ 有価証券	1,186,546	1,257,184
国債	209,140	218,960
地方債	142,906	154,224
受益証券	834,500	884,000
④ 貸出金	7,819,991	7,359,052
⑤ その他の信用事業資産	174,976	44,104
未収収益	35,370	35,111
その他の資産	139,605	8,993
⑥ 貸倒引当金	△ 40,120	△ 40,638
2 共済事業資産	408	2,206
① 共済貸付金	114	2,024
② その他の共済事業資産	294	182
③ 貸倒引当金	△ 0	△ 0
3 経済事業資産	924,487	1,015,467
① 受取手形	5,683	2,306
② 経済事業未収金	522,238	584,039
③ 経済受託債権	1,024	745
④ 棚卸資産	373,728	401,945
購買品	224,494	227,187
販売品	60,368	110,151
製品・半製品	88,865	64,606
⑤ その他の経済事業資産	41,891	47,201
⑥ 貸倒引当金	△ 20,078	△ 20,771
4 雑資産	142,836	196,641
5 固定資産	5,169,235	5,329,018
① 有形固定資産	5,162,754	5,320,877
建物	4,177,973	4,244,700
機械装置	995,366	963,380
土地	2,877,226	2,956,800
建物仮勘定	-	-
その他の有形固定資産	1,139,197	1,146,733
減価償却累計額(控除)	△ 4,027,008	△ 3,990,737
② 無形固定資産	6,480	8,141
6 外部出資	4,913,286	4,913,206
① 外部出資	4,913,286	4,913,206
系統出資	4,686,135	4,686,135
系統外出資	177,151	177,071

科 目	令和 5 年度 (令和 6 年 3 月 31 日)	令和 4 年度 (令和 5 年 3 月 31 日)
子会社等出資	50,000	50,000
7 繰延税金資産	41,316	37,918
資産の部 合計	104,408,613	105,912,892
負債の部		
1 信用事業負債	97,352,536	99,072,527
① 貯金	97,032,968	98,856,765
② その他の信用事業負債	319,567	215,761
未払費用	8,942	20,190
その他の負債	310,625	195,570
2 共済事業負債	193,474	213,070
① 共済資金	97,208	112,714
② 共済雑負債	-	-
③ 未経過共済付加収入	95,615	99,706
④ 共済未払費用	650	649
3 経済事業負債	335,005	334,648
① 経済事業未払金	262,129	259,284
② 経済受託債務	31,459	29,260
③ その他の経済事業負債	41,416	46,103
4 雑負債	255,977	185,515
① 未払法人税等	92,909	48,036
② その他の負債	163,068	137,478
5 諸引当金	279,117	272,833
① 賞与引当金	39,264	38,102
② 退職給与引当金	196,457	190,622
③ 役員退職慰労引当金	43,396	44,108
6 再評価に係る繰延税金負債	243,998	265,836
負債の部 合計	98,660,109	100,344,431
純資産の部		
1 組合員資本	5,475,385	5,180,060
① 出資金	1,749,060	1,751,571
② 利益剰余金	3,749,185	3,438,739
利益準備金	1,349,449	1,324,449
その他利益剰余金	2,399,736	2,114,290
肥料協同購入積立金	1,603	1,603
経営安定対策積立金	840,000	790,000
特別積立金	972,948	972,948
当期末処分剰余金	585,183	349,738
(うち当期剰余金)	(270,591)	(124,121)
③ 処分未済持分	△ 22,860	△ 10,250
2 評価・換算差額等	273,117	388,400
① その他有価証券評価差額金	△ 164,350	△ 106,180
② 土地再評価差額金	437,467	494,580
純資産の部 合計	5,748,503	5,568,460
負債及び純資産の部 合計	104,408,613	105,912,892

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (R5.4.1~R6.3.31)	令和4年度 (R4.4.1~R5.3.31)
1 事業総利益	1,191,256	1,238,532
事業収益	3,782,042	3,853,336
事業費用	2,590,785	2,614,804
① 信用事業収益	526,884	532,354
資金運用収益	478,217	488,910
(うち預金利息)	(338,903)	(344,296)
(うち有価証券利息)	(10,136)	(9,043)
(うち貸出金利息)	(71,181)	(68,040)
(うちその他受入利息)	(57,996)	(67,529)
役務取引等収益	18,878	18,418
その他経常収益	29,788	25,026
② 信用事業費用	95,770	87,889
資金調達費用	21,551	24,811
(うち貯金利息)	(19,167)	(22,682)
(うち給付補填備金繰入)	(652)	(770)
(うち借入金利息)	(118)	(70)
(うちその他支払利息)	(1,613)	(1,287)
役務取引等費用	3,564	3,491
その他経常費用	70,653	59,586
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(-)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△518)	(△116)
信用事業総利益	431,114	444,465
③ 共済事業収益	280,465	299,326
共済付加収入	270,239	286,584
その他の収益	10,226	12,741
④ 共済事業費用	18,619	19,325
共済推進費	6,081	7,889
共済保全費	8,500	8,486
その他の費用	4,036	2,949
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)
共済事業総利益	261,846	280,000
⑤ 購買事業収益	1,006,628	1,095,797
購買品供給高	997,090	1,085,120
その他の収益	9,537	10,677
⑥ 購買事業費用	875,081	949,207
購買品供給原価	817,658	891,090
その他の費用	57,422	58,117
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(414)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△601)	(-)
購買事業総利益	131,546	146,590

科 目	令和 5 年度 (R 5 . 4 . 1 ~ R 6 . 3 . 31)	令和 4 年度 (R 4 . 4 . 1 ~ R 5 . 3 . 31)
⑦ 販売事業収益	942,854	983,837
販売品販売高（買取）	861,991	893,285
販売手数料	41,453	41,629
その他の収益	39,408	48,922
⑧ 販売事業費用	821,075	855,691
販売品販売原価（買取）	711,127	745,621
販売費	33,417	34,447
その他の費用	76,530	75,623
（うち貸倒引当金繰入額）	（ - ）	（ - ）
（うち貸倒引当金戻入益）	（ △ 5 ）	（ △ 6 ）
販売事業総利益	121,779	128,145
⑨ 保管事業収益	3,789	3,562
⑩ 保管事業費用	306	423
保管事業総利益	3,483	3,139
⑪ 加工事業収益	163,861	203,073
⑫ 加工事業費用	122,624	168,761
（うち貸倒引当金繰入額）	（ 0 ）	（ - ）
（うち貸倒引当金戻入額）	（ - ）	（ △ 0 ）
加工事業総利益	41,236	34,312
⑬ 利用事業収益	82,757	81,161
⑭ 利用事業費用	55,125	51,819
（うち貸倒引当金繰入額）	（ - ）	（ - ）
（うち貸倒引当金戻入額）	（ △ 84 ）	（ △ 18 ）
利用事業総利益	27,631	29,341
⑮ 産直事業収益	893,268	885,259
⑯ 産直事業費用	698,046	690,185
産直事業総利益	195,221	195,073
⑰ その他経済事業収益	833	1,058
⑱ その他経済事業費用	△ 1	△ 1
（うち貸倒引当金繰入額）	（ - ）	（ - ）
（うち貸倒引当金戻入益）	（ △ 1 ）	（ △ 1 ）
その他経済総利益	834	1,059
⑲ 指導事業収入	23,034	4,542
⑳ 指導事業支出	46,472	28,138
指導事業収支差額	△ 23,437	△ 23,595
2 事業管理費	1,153,134	1,163,255
① 人件費	698,674	726,475
② 業務費	144,424	139,798
③ 諸税負担金	50,618	46,833
④ 施設費	243,302	229,262
⑤ その他事業管理費	16,114	20,884
事業利益	38,122	75,277
3 事業外収益	110,586	116,832
① 受取出資配当金	54,631	54,631
② 賃貸料	51,273	56,565
③ 雑収入	1,382	2,288
④ 出向職員人件費	3,299	3,347

科 目	令和 5 年度 (R 5 . 4 . 1 ~ R 6 . 3 . 31)	令和 4 年度 (R 4 . 4 . 1 ~ R 5 . 3 . 31)
4 事業外費用	18,072	20,038
① 寄付金	1,665	1,615
② 雑損失	13,106	15,076
③ 出向人件費	3,299	3,347
経常利益	130,637	172,070
5 特別利益	365,362	3,650
① 固定資産処分益	219	-
② 一般補助金	66,600	3,650
③ 米粉製粉施設助成金	33,300	-
④ 羽ノ浦出張所移転補償金	265,243	-
6 特別損失	143,157	4,701
① 固定資産処分損	25,755	30
② 固定資産圧縮損	66,600	3,650
③ 減損損失	572	1,021
④ 羽ノ浦出張所解体費	50,229	-
税引前当期利益	352,842	171,018
法人税、住民税および事業税	105,060	60,187
法人税等調整額	△ 22,808	△ 13,290
法人税等合計	82,251	46,897
当期剰余金	270,591	124,121
当期首繰越剰余金	257,479	225,251
再評価差額金取崩額	57,112	364
当期末処分剰余金	585,183	349,738

注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (R5.4.1~R6.3.31)	令和4年度 (R4.4.1~R5.3.31)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー	75,628	66,924
税引前当期利益	352,842	171,018
減価償却費	169,206	158,839
減損損失	572	1,021
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 1,211	△ 530
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,161	5,102
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	5,834	5,710
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△ 712	4,866
信用事業資金運用収益	△ 478,217	△ 488,910
信用事業資金調達費用	21,551	24,811
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 54,631	△ 54,631
有価証券関係損益 (△は益)	41	18
固定資産売却損益 (△は益)	△ 199	-
固定資産処分損益 (△は益)	25,755	30
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増 (△) 減	△ 460,939	△ 1,518,312
預金の純増 (△) 減	1,750,000	2,450,000
貯金の純増減 (△)	△ 1,823,797	△ 1,303,178
その他の信用事業資産の純増減 (△)	△ 10,582	3,474
その他の信用事業負債の純増減 (△)	115,095	152,586
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増 (△) 減	1,910	-
共済資金の純増減 (△)	△ 15,506	△ 28,496
未経過共済付加収入の純増減 (△)	△ 4,090	△ 5,758
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	58,424	18,706
経済受託債権の純増 (△) 減	△ 278	△ 254
棚卸資産の純増 (△) 減	28,217	34,495
支払手形及び経済事業未収金の純増減 (△)	2,845	△ 37,829
経済受託債務の純増減 (△)	2,199	△ 6,967
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減 (△)	△ 61,027	△ 27,611
その他の負債の純増減 (△)	△ 17,034	32,510
未払消費税等の増減額 (△)	28,637	-
信用事業資金運用による収入	477,958	488,705
信用事業資金調達による支出	△ 32,841	△ 36,239
共済貸付金利息による収入	-	-
共済借入金利息による支出	-	-

小 計	81,184	43,177
雑利息及び出資配当金の受取額	54,631	54,631
法人税等の支払額	△ 60,187	△ 30,883
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 25,631	△ 583,391
有価証券の取得による支出	-	△ 100,920
有価証券の売却による収入	-	-
有価証券の償還による収入	10,000	10,000
補助金の受入れによる収入	66,600	3,650
固定資産の取得による支出	△ 169,601	△ 496,044
固定資産の処分による支出	-	-
固定資産の売却による収入	67,450	-
外部出資による支出	△ 80	△ 77
外部出資の売却等による収入	-	-
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 23,079	14,228
出資の増額による収入	12,099	58,813
出資の払戻しによる支出	△ 17,920	△ 27,520
持分の取得による支出	△ 10,250	△ 15,810
持分の譲渡による収入	10,250	15,810
出資配当金の支払額	△ 17,258	△ 17,064
4 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	26,917	△ 502,238
5 現金及び現金同等物の期首残高	3,490,730	3,992,969
6 現金及び現金同等物の期末残高	3,517,647	3,490,730

4. 注記表

令和5年度	令和4年度
1 継続組合の前提に関する注記	1 継続組合の前提に関する注記
該当する事項はございません。	該当する事項はございません。
2 重要な会計方針に係る事項に関する注記	2 重要な会計方針に係る事項に関する注記
(1) 次に掲げるものの評価基準および評価方法	(1) 次に掲げるものの評価基準および評価方法
イ 有価証券の評価基準および評価方法	イ 有価証券の評価基準および評価方法
(1) 子会社株式：移動平均法による原価法	(1) 子会社株式：移動平均法による原価法
(2) その他有価証券	(2) その他有価証券
① 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）	① 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法	② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法
ロ 棚卸資産の評価基準および評価方法	ロ 棚卸資産の評価基準および評価方法

令和 5 年度	令和 4 年度
<p>(1) 購買品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>(2) 販売品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>(3) 製品・半製品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p>	<p>(1) 購買品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>(2) 販売品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>(3) 製品・半製品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p>
<p>ハ 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産： 定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。</p> <p>また、取得価額 10 万円以上 20 万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3 年間で均等償却を行っています。</p> <p>(2) 無形固定資産： 定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 自社利用ソフトウェア 5 年</p>	<p>ハ 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産： 定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。</p> <p>また、取得価額 10 万円以上 20 万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3 年間で均等償却を行っています。</p> <p>(2) 無形固定資産： 定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 自社利用ソフトウェア 5 年</p>
<p>ニ 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価格から担保の処分可能見込額及び保証による回</p>	<p>ニ 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価格から担保の処分可能見込額及び保証による回</p>

令和5年度	令和4年度
<p>収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。</p> <p>上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署および監事が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>(2)賞与引当金</p> <p>職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3)退職給付引当金</p> <p>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p>	<p>収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。</p> <p>上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署および監事が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>(2)賞与引当金</p> <p>職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3)退職給付引当金</p> <p>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p>
<p>ホ 収益および費用の計上基準</p> <p>当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。</p> <p>(1)購買事業</p> <p>農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(2)販売事業</p> <p>組合員が生産した農畜産物を当組合が集</p>	<p>ホ 収益および費用の計上基準</p> <p>当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。</p> <p>(1)購買事業</p> <p>農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(2)販売事業</p> <p>組合員が生産した農畜産物を当組合が集</p>

令和5年度	令和4年度
<p>荷して共同で業者等に買取販売および受託販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(3)保管事業 組合員が生産した麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。</p> <p>(4)加工事業 組合員が生産した農産物を原料に、加工食品・果汁を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(5)利用事業 ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(6)産直事業 農産物直売所を運営し、組合員の生活に必要な物資の供給および組合員が生産した農畜産物を販売する事業であり、当組合は、利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(7)その他経済事業 日本農業新聞・家の光などの書籍斡旋等、上記事業以外の事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認</p>	<p>荷して共同で業者等に買取販売および受託販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(3)保管事業 組合員が生産した麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。</p> <p>(4)加工事業 組合員が生産した農産物を原料に、加工食品・果汁を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(5)利用事業 ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(6)産直事業 農産物直売所を運営し、組合員の生活に必要な物資の供給および組合員が生産した農畜産物を販売する事業であり、当組合は、利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(7)その他経済事業 日本農業新聞・家の光などの書籍斡旋等、上記事業以外の事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認</p>

令和5年度	令和4年度
<p>識しております。</p> <p>(8)指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>へ 消費税および地方消費税の会計処理の方法 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ト 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>チ その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。 (2)当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、その他の収益として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。</p>	<p>識しております。</p> <p>(8)指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>へ 消費税および地方消費税の会計処理の方法 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ト 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>チ その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。 (2)当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、その他の収益として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。</p>
<p>3 会計方針の変更に関する注記</p>	

令和5年度	令和4年度
	<p>イ 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用</p> <p>「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。</p>
<p>3 会計上の見積りに関する注記</p>	<p>4 会計上の見積りに関する注記</p>
<p>イ 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 43,896千円（繰延税金負債との相殺前）</p> <p>(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。</p> <p>次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。</p> <p>しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>ロ 固定資産の減損</p> <p>(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 572千円</p> <p>(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較するこ</p>	<p>イ 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 42,924千円（繰延税金負債との相殺前）</p> <p>(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。</p> <p>次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。</p> <p>しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>ロ 固定資産の減損</p> <p>(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 1,021千円</p> <p>(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較するこ</p>

令和5年度	令和4年度																																								
<p>とにより、当該資産グループについての減損の要否判定を実施しております。</p> <p>減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。</p> <p>固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。</p> <p>これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p>	<p>とにより、当該資産グループについての減損の要否判定を実施しております。</p> <p>減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。</p> <p>固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。</p> <p>これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p>																																								
<p>4 貸借対照表に関する注記</p>	<p>5 貸借対照表に関する注記</p>																																								
<p>イ 資産に係る圧縮記帳額</p> <p>国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は838,176千円であり、その内訳は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・建物附属設備</td> <td>358,252千円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>5,942千円</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>434,230千円</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>7,151千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>32,599千円</td> </tr> </table> <p>ロ 担保に供している資産</p> <p>以下の資産は、相互援助制度、当座貸越、為替決済の担保に供しています。</p> <table border="0"> <tr> <td>定期預金</td> <td>9,900,000千円（相互援助制度）</td> </tr> <tr> <td>定期預金</td> <td>1,000,000千円（当座貸越）</td> </tr> <tr> <td>定期預金</td> <td>1,000,000千円（為替決済）</td> </tr> </table> <p>なお、上記担保提供資産に対する債務はありません。</p> <p>ハ 子会社等に対する金銭債権および金銭債務</p> <table border="0"> <tr> <td>子会社等に対する金銭債権の総額</td> <td>5,539千円</td> </tr> <tr> <td>子会社等に対する金銭債務の総額</td> <td>277,274千円</td> </tr> </table> <p>ニ 役員との間の取引による役員に対する</p>	建物・建物附属設備	358,252千円	構築物	5,942千円	機械装置	434,230千円	車両運搬具	7,151千円	器具備品	32,599千円	定期預金	9,900,000千円（相互援助制度）	定期預金	1,000,000千円（当座貸越）	定期預金	1,000,000千円（為替決済）	子会社等に対する金銭債権の総額	5,539千円	子会社等に対する金銭債務の総額	277,274千円	<p>イ 資産に係る圧縮記帳額</p> <p>国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は771,576千円であり、その内訳は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・建物附属設備</td> <td>358,252千円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>5,942千円</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>367,630千円</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>7,151千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>32,599千円</td> </tr> </table> <p>ロ 担保に供している資産</p> <p>以下の資産は、相互援助制度、当座貸越、為替決済の担保に供しています。</p> <table border="0"> <tr> <td>定期預金</td> <td>10,050,000千円（相互援助制度）</td> </tr> <tr> <td>定期預金</td> <td>1,000,000千円（当座貸越）</td> </tr> <tr> <td>定期預金</td> <td>1,000,000千円（為替決済）</td> </tr> </table> <p>なお、上記担保提供資産に対する債務はありません。</p> <p>ハ 子会社等に対する金銭債権および金銭債務</p> <table border="0"> <tr> <td>子会社等に対する金銭債権の総額</td> <td>5,664千円</td> </tr> <tr> <td>子会社等に対する金銭債務の総額</td> <td>292,617千円</td> </tr> </table> <p>ニ 役員との間の取引による役員に対する</p>	建物・建物附属設備	358,252千円	構築物	5,942千円	機械装置	367,630千円	車両運搬具	7,151千円	器具備品	32,599千円	定期預金	10,050,000千円（相互援助制度）	定期預金	1,000,000千円（当座貸越）	定期預金	1,000,000千円（為替決済）	子会社等に対する金銭債権の総額	5,664千円	子会社等に対する金銭債務の総額	292,617千円
建物・建物附属設備	358,252千円																																								
構築物	5,942千円																																								
機械装置	434,230千円																																								
車両運搬具	7,151千円																																								
器具備品	32,599千円																																								
定期預金	9,900,000千円（相互援助制度）																																								
定期預金	1,000,000千円（当座貸越）																																								
定期預金	1,000,000千円（為替決済）																																								
子会社等に対する金銭債権の総額	5,539千円																																								
子会社等に対する金銭債務の総額	277,274千円																																								
建物・建物附属設備	358,252千円																																								
構築物	5,942千円																																								
機械装置	367,630千円																																								
車両運搬具	7,151千円																																								
器具備品	32,599千円																																								
定期預金	10,050,000千円（相互援助制度）																																								
定期預金	1,000,000千円（当座貸越）																																								
定期預金	1,000,000千円（為替決済）																																								
子会社等に対する金銭債権の総額	5,664千円																																								
子会社等に対する金銭債務の総額	292,617千円																																								

令和5年度	令和4年度
<p>金銭債権および金銭債務 理事および監事に対する金銭債権の総額 該当はありません。 理事および監事に対する金銭債務の総額 該当はありません。</p> <p>ホ 信用事業を行う組合に要求される注記 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)ま でに掲げるものの額およびその合計 債権のうち、破産更生債権およびこれら に準ずる債権額は56,310千円、危険債権額 は7,825千円です。 なお、破産更生債権およびこれらに準ず る債権とは、破産手続開始、更生手続開始、 再生手続開始の申立て等の事由により経営 破綻に陥っている債務者に対する債権およ びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の 状態には至っていないものの、財政状態お よび経営成績が悪化し、契約に従った債権 の元本の回収及び利息の受取りができない 可能性の高い債権(破産更生債権及びこれ らに準ずる債権を除く。)です。 債権のうち、三月以上延滞債権および貸 出条件緩和債権額は、ございません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利 息の支払が約定支払日の翌日から三月以上 遅延している貸出金で破産更生債権および これらに準ずる債権及び危険債権に該当し ないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経 営再建又は支援を図ることを目的として、 金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済 猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる 取決めを行った貸出金で破産更生債権及 びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月 以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権およびこれらに準ずる債 権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出 条件緩和債権額の合計額は、64,135千円で す。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金 控除前の金額です。</p> <p>へ 土地の再評価に関する法律に基づく再 評価 「土地の再評価に関する法律」(平成10年</p>	<p>金銭債権および金銭債務 理事および監事に対する金銭債権の総額 該当はありません。 理事および監事に対する金銭債務の総額 該当はありません。</p> <p>ホ 信用事業を行う組合に要求される注記 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)ま でに掲げるものの額およびその合計 債権のうち、破産更生債権およびこれら に準ずる債権額は52,673千円、危険債権額 は8,225千円です。 なお、破産更生債権およびこれらに準ず る債権とは、破産手続開始、更生手続開始、 再生手続開始の申立て等の事由により経営 破綻に陥っている債務者に対する債権およ びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の 状態には至っていないものの、財政状態お よび経営成績が悪化し、契約に従った債権 の元本の回収及び利息の受取りができない 可能性の高い債権(破産更生債権及びこれ らに準ずる債権を除く。)です。 債権のうち、三月以上延滞債権および貸 出条件緩和債権額は、ございません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利 息の支払が約定支払日の翌日から三月以上 遅延している貸出金で破産更生債権および これらに準ずる債権及び危険債権に該当し ないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経 営再建又は支援を図ることを目的として、 金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済 猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる 取決めを行った貸出金で破産更生債権及 びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月 以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権およびこれらに準ずる債 権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出 条件緩和債権額の合計額は、60,898千円で す。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金 控除前の金額です。</p> <p>へ 土地の再評価に関する法律に基づく再 評価 「土地の再評価に関する法律」(平成10年</p>

令和 5 年度	令和 4 年度
<p>3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再評価を行った年月日 平成14年3月31日 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価格の合計額を下回る金額 677,773千円 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。 	<p>3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再評価を行った年月日 平成14年3月31日 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価格の合計額を下回る金額 728,483千円 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。
<p>5 損益計算書に関する注記</p>	<p>6 損益計算書に関する注記</p>
<p>イ 子会社等との事業取引による取引高の総額</p> <p>(1)子会社等との取引による収益総額 49,999千円 うち事業取引高 1,699千円 うち事業取引以外の取引高 48,299千円</p> <p>(2)子会社等との取引による費用総額 26,982千円 うち事業取引高 22,650千円 うち事業取引以外の取引高 4,331千円</p> <p>ロ 減損損失に関する注記</p> <p>(1)資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産または資産グループの概要 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所・店舗ごとに、また業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。 本所、営農経済センター、機械センター、こめっ娘工房については、独立したキャッシュフローを生み出さないものの、他の資</p>	<p>イ 子会社等との事業取引による取引高の総額</p> <p>(1)子会社等との取引による収益総額 55,033千円 うち事業取引高 1,686千円 うち事業取引以外の取引高 53,347千円</p> <p>(2)子会社等との取引による費用総額 27,437千円 うち事業取引高 23,282千円 うち事業取引以外の取引高 4,154千円</p> <p>ロ 減損損失に関する注記</p> <p>(1)資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産または資産グループの概要 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所・店舗ごとに、また業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。 本所、営農経済センター、機械センター、こめっ娘工房については、独立したキャッシュフローを生み出さないものの、他の資</p>

令和5年度				令和4年度																									
<p>産グループのキャッシュフローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。</p> <p>当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。</p>				<p>産グループのキャッシュフローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。</p> <p>当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。</p>																									
場 所	用 途	種 類	その他	場 所	用 途	種 類	その他																						
徳島市方上町	遊休固定資産	土地(宅地)	業務外固定資産	徳島市方上町	遊休固定資産	土地(宅地)	業務外固定資産																						
小松島市立江町	遊休固定資産	土地(田)	業務外固定資産	小松島市立江町	遊休固定資産	土地(田)	業務外固定資産																						
旧和田島支所	遊休固定資産	土地(宅地)	業務外固定資産	旧和田島支所	遊休固定資産	土地(宅地)	業務外固定資産																						
旧坂本事業所	遊休固定資産	土地(宅地)	業務外固定資産	旧坂本事業所	遊休固定資産	土地(宅地)	業務外固定資産																						
				旧生比奈支所	遊休固定資産	土地(宅地)	業務外固定資産																						
<p>(2)減損損失の認識に至った経緯</p> <p>遊休固定資産については、早期処分対象であることから、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識いたしました。</p> <p>(3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>徳島市方上町</td> <td>148千円(土地・宅地)</td> </tr> <tr> <td>小松島市立江町</td> <td>146千円(土地・田)</td> </tr> <tr> <td>旧和田島支所</td> <td>259千円(土地・宅地)</td> </tr> <tr> <td>旧坂本事業所</td> <td>17千円(土地・宅地)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>572千円(土地572千円)</td> </tr> </table> <p>(4)回収可能価額の算定方法</p> <p>土地の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。</p> <p>建物の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価はないものと判断しております。</p>				徳島市方上町	148千円(土地・宅地)	小松島市立江町	146千円(土地・田)	旧和田島支所	259千円(土地・宅地)	旧坂本事業所	17千円(土地・宅地)	合計	572千円(土地572千円)	<p>(2)減損損失の認識に至った経緯</p> <p>遊休固定資産については、早期処分対象であることから、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識いたしました。</p> <p>(3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>徳島市方上町</td> <td>148千円(土地・宅地)</td> </tr> <tr> <td>小松島市立江町</td> <td>214千円(土地・田)</td> </tr> <tr> <td>旧和田島支所</td> <td>280千円(土地・宅地)</td> </tr> <tr> <td>旧坂本事業所</td> <td>15千円(土地・宅地)</td> </tr> <tr> <td>旧生比奈支所</td> <td>362千円(土地・宅地)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,021千円(土地1,021千円)</td> </tr> </table> <p>(4)回収可能価額の算定方法</p> <p>土地の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。</p> <p>建物の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価はないものと判断しております。</p>				徳島市方上町	148千円(土地・宅地)	小松島市立江町	214千円(土地・田)	旧和田島支所	280千円(土地・宅地)	旧坂本事業所	15千円(土地・宅地)	旧生比奈支所	362千円(土地・宅地)	合計	1,021千円(土地1,021千円)
徳島市方上町	148千円(土地・宅地)																												
小松島市立江町	146千円(土地・田)																												
旧和田島支所	259千円(土地・宅地)																												
旧坂本事業所	17千円(土地・宅地)																												
合計	572千円(土地572千円)																												
徳島市方上町	148千円(土地・宅地)																												
小松島市立江町	214千円(土地・田)																												
旧和田島支所	280千円(土地・宅地)																												
旧坂本事業所	15千円(土地・宅地)																												
旧生比奈支所	362千円(土地・宅地)																												
合計	1,021千円(土地1,021千円)																												
6 金融商品に関する注記				7 金融商品に関する注記																									
<p>イ 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1)金融商品に対する取組方針</p> <p>当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を主として徳島県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行って</p>				<p>イ 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1)金融商品に対する取組方針</p> <p>当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を主として徳島県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行って</p>																									

令和5年度	令和4年度
<p>ます。</p> <p>(2)金融商品の内容およびそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制 i. 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件または大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。また通常の貸出取引については、本所に審査部貸付審査課を設置し各支所との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。</p> <p>ii. 市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換および意思決定を行って</p>	<p>ます。</p> <p>(2)金融商品の内容およびそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制 i. 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件または大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。また通常の貸出取引については、本所に審査部貸付審査課を設置し各支所との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。</p> <p>ii. 市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換および意思決定を行って</p>

令和5年度	令和4年度
<p>います。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な運用を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.20%下落したものと想定した場合には、経済価値が8,761千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。</p> <p>iii. 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市</p>	<p>います。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な運用を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.09%下落したものと想定した場合には、経済価値が7,514千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。</p> <p>iii. 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市</p>

令和5年度				令和4年度			
<p>場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>				<p>場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>			
<p>ロ 金融商品の時価等に関する事項 (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。</p>				<p>ロ 金融商品の時価等に関する事項 (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。</p>			
(単位：千円)				(単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額		貸借対照表計上額	時価	差額
預金	83,586,171	83,494,842	△91,329	預金	85,341,367	85,309,035	△32,332
有価証券				有価証券			
その他有価証券	1,186,546	1,186,546	—	その他有価証券	1,257,184	1,257,184	—
貸出金	7,819,911			貸出金	7,359,052		
貸倒引当金(*1)	△40,120			貸倒引当金(*1)	△40,638		
貸倒引当金控除後	7,779,870	7,779,848	△22	貸倒引当金控除後	7,318,413	7,418,673	100,259
資産計	92,552,588	92,461,236	△91,351	資産計	93,916,966	93,984,893	67,927
貯金	97,032,968	96,949,079	△83,888	貯金	98,856,765	98,834,332	△22,433
負債計	97,032,968	96,949,079	△83,888	負債計	98,856,765	98,834,332	△22,433
<p>(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。</p>				<p>(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。</p>			
<p>(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明</p>				<p>(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明</p>			
<p>【資産】</p>				<p>【資産】</p>			
<p>i. 預金</p>				<p>i. 預金</p>			
<p>満期のない預金については、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（OvernightIndexSwap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p>				<p>満期のない預金については、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（OvernightIndexSwap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p>			
<p>ii. 有価証券</p>				<p>ii. 有価証券</p>			
<p>有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を</p>				<p>有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を</p>			

令和5年度	令和4年度
<p>求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。</p> <p>iii. 貸出金</p> <p>貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。</p> <p>一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して、時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p> <p>【負債】</p> <p>i. 貯金</p> <p>要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。</p>	<p>求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。</p> <p>iii. 貸出金</p> <p>貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。</p> <p>一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して、時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p> <p>【負債】</p> <p>i. 貯金</p> <p>要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。</p>
(単位：千円)	(単位：千円)
貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	外部出資(*1)
4,913,286	4,913,206
合計	合計
4,913,286	4,913,206
(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

令和5年度				令和4年度			
(単位：千円)				(単位：千円)			
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預金	82,386,171	—	—	預金	84,141,367	—	—
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	10,000	10,000	10,000	有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	10,000	10,000	10,000
貸出金(*1, 2, 3)	689,003	577,911	546,662	貸出金(*1, 2, 3)	581,583	542,073	535,089
合計	83,085,175	587,911	556,662	合計	84,732,950	552,073	545,089
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超		3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	—	—	1,200,000	預金	—	—	1,200,000
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	10,000	10,000	1,132,000	有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	10,000	10,000	1,191,500
貸出金(*1, 2, 3)	514,962	447,915	5,003,633	貸出金(*1, 2, 3)	499,447	469,077	4,691,147
合計	524,962	457,915	7,335,633	合計	509,447	479,077	7,082,647
(*1) 貸出金のうち、当座貸越 118,161 千円については「1年以内」に含めています。 また、期限のない場合は、「5年超」に含めています。 (*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 38,904 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。 (*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 997 千円は償還日が特定できないため、含めていません。 (5) その他の有利子負債の決算日後の償還予定額 (単位：千円)				(*1) 貸出金のうち、当座貸越 125,459 千円については「1年以内」に含めています。 (*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 40,104 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。 (*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 528 千円は償還日が特定できないため、含めていません。 (5) その他の有利子負債の決算日後の償還予定額 (単位：千円)			
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金(*1)	87,311,678	4,379,818	4,288,954	貯金(*1)	88,007,923	5,474,082	4,597,111
合計	87,311,678	4,379,818	4,288,954	合計	88,007,923	5,474,082	4,597,111
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超		3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	515,612	522,546	14,358	貯金(*1)	206,133	556,941	14,573
合計	515,612	522,546	14,358	合計	206,133	556,941	14,573
(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。				(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。			
7 有価証券に関する注記				8 有価証券に関する注記			
イ 有価証券の時価および評価差額に関する事項				イ 有価証券の時価および評価差額に関する事項			
(1) その他有価証券				(1) その他有価証券			

令和5年度					令和4年度				
<p>その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。</p> <p>(単位：千円)</p>					<p>その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。</p> <p>(単位：千円)</p>				
		取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	差額(*1)			取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	差額(*1)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	国債	99,965	109,290	9,324	貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	債券	200,858	218,960	18,101
	小計	99,965	109,290	9,324		国債	200,858	218,960	18,101
						小計	200,858	218,960	18,101
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	国債	100,851	99,850	△1,001	貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	債権	157,500	154,224	△3,275
	地方債	145,500	142,906	△2,594		地方債	157,500	154,224	△3,275
	受益証券	1,000,000	824,500	△175,500		受益証券	1,000,000	884,000	△116,000
	小計	1,248,351	1,077,256	△171,095		小計	1,157,500	1,038,224	△119,275
計		1,348,316	1,186,546	△161,770	計		1,358,358	1,257,184	△101,173
<p>ロ 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当はございません。</p> <p>ハ 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券 該当はございません。</p>					<p>ロ 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当はございません。</p> <p>ハ 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券 該当はございません。</p>				
8 退職給付に関する注記					9 退職給付に関する注記				
<p>イ 退職給付に関する注記 (1)採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度および全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。 なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用い</p>					<p>イ 退職給付に関する注記 (1)採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度および全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。 なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用い</p>				

令和 5 年度	令和 4 年度																																												
<p>た簡便法を適用しています。</p> <p>(2)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">190,622 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">30,033 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支給額</td> <td style="text-align: right;">△ 18,739 千円</td> </tr> <tr> <td>確定給付企業年金への拠出金</td> <td style="text-align: right;">△ 5,460 千円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">196,457 千円</td> </tr> </table> <p>※特定退職金共済制度への拠出金 15,468 千円は「厚生費」で処理しています。</p> <p>(3)退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">508,374 千円</td> </tr> <tr> <td>確定給付企業年金</td> <td style="text-align: right;">△ 131,685 千円</td> </tr> <tr> <td>特定退職金共済制度</td> <td style="text-align: right;">△ 180,231 千円</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">196,457 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">196,457 千円</td> </tr> </table> <p>(4)退職給付に関する損益</p> <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">30,033 千円</td> </tr> </table> <p>ロ 特例業務負担金の将来見込額</p> <p>人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 9,922 千円を含めて計上しています。</p> <p>なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金見込額は 80,506 千円となっています。</p>	期首における退職給付引当金	190,622 千円	退職給付費用	30,033 千円	退職給付の支給額	△ 18,739 千円	確定給付企業年金への拠出金	△ 5,460 千円	期末における退職給付引当金	196,457 千円	退職給付債務	508,374 千円	確定給付企業年金	△ 131,685 千円	特定退職金共済制度	△ 180,231 千円	未積立退職給付債務	196,457 千円	退職給付引当金	196,457 千円	簡便法で計算した退職給付費用	30,033 千円	<p>た簡便法を適用しています。</p> <p>(2)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">184,912 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">36,545 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支給額</td> <td style="text-align: right;">△ 24,972 千円</td> </tr> <tr> <td>確定給付企業年金への拠出金</td> <td style="text-align: right;">△ 5,862 千円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">190,622 千円</td> </tr> </table> <p>※特定退職金共済制度への拠出金 15,568 千円は「厚生費」で処理しています。</p> <p>(3)退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">496,006 千円</td> </tr> <tr> <td>確定給付企業年金</td> <td style="text-align: right;">△ 125,989 千円</td> </tr> <tr> <td>特定退職金共済制度</td> <td style="text-align: right;">△ 179,393 千円</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">190,622 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">190,622 千円</td> </tr> </table> <p>(4)退職給付に関する損益</p> <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">36,545 千円</td> </tr> </table> <p>ロ 特例業務負担金の将来見込額</p> <p>人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 10,079 千円を含めて計上しています。</p> <p>なお、同組合より示された令和 5 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金見込額は 90,836 千円となっています。</p>	期首における退職給付引当金	184,912 千円	退職給付費用	36,545 千円	退職給付の支給額	△ 24,972 千円	確定給付企業年金への拠出金	△ 5,862 千円	期末における退職給付引当金	190,622 千円	退職給付債務	496,006 千円	確定給付企業年金	△ 125,989 千円	特定退職金共済制度	△ 179,393 千円	未積立退職給付債務	190,622 千円	退職給付引当金	190,622 千円	簡便法で計算した退職給付費用	36,545 千円
期首における退職給付引当金	190,622 千円																																												
退職給付費用	30,033 千円																																												
退職給付の支給額	△ 18,739 千円																																												
確定給付企業年金への拠出金	△ 5,460 千円																																												
期末における退職給付引当金	196,457 千円																																												
退職給付債務	508,374 千円																																												
確定給付企業年金	△ 131,685 千円																																												
特定退職金共済制度	△ 180,231 千円																																												
未積立退職給付債務	196,457 千円																																												
退職給付引当金	196,457 千円																																												
簡便法で計算した退職給付費用	30,033 千円																																												
期首における退職給付引当金	184,912 千円																																												
退職給付費用	36,545 千円																																												
退職給付の支給額	△ 24,972 千円																																												
確定給付企業年金への拠出金	△ 5,862 千円																																												
期末における退職給付引当金	190,622 千円																																												
退職給付債務	496,006 千円																																												
確定給付企業年金	△ 125,989 千円																																												
特定退職金共済制度	△ 179,393 千円																																												
未積立退職給付債務	190,622 千円																																												
退職給付引当金	190,622 千円																																												
簡便法で計算した退職給付費用	36,545 千円																																												
9 税効果会計に関する注記	10 税効果会計に関する注記																																												
<p>(1)繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <p>【繰延税金資産】</p> <table> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">54,340 千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">44,021 千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産償却超過</td> <td style="text-align: right;">21,189 千円</td> </tr> </table>	退職給付引当金	54,340 千円	減損損失	44,021 千円	固定資産償却超過	21,189 千円	<p>(1)繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <p>【繰延税金資産】</p> <table> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">16,844 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">52,726 千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">10,539 千円</td> </tr> </table>	貸倒引当金	16,844 千円	退職給付引当金	52,726 千円	賞与引当金	10,539 千円																																
退職給付引当金	54,340 千円																																												
減損損失	44,021 千円																																												
固定資産償却超過	21,189 千円																																												
貸倒引当金	16,844 千円																																												
退職給付引当金	52,726 千円																																												
賞与引当金	10,539 千円																																												

令和5年度	令和4年度
貸倒引当金 16,524千円	減損損失 43,900千円
役員退職慰労引当金 12,003千円	未払費用否認額 1,986千円
賞与引当金 10,860千円	役員退職慰労引当金 12,200千円
未払事業税 6,274千円	信用未収利息 5,635千円
信用未収利息 5,841千円	固定資産償却超過 22,306千円
未払費用否認額 1,764千円	その他 14,545千円
その他 8,731千円	繰延税金資産小計 180,683千円
その他有価証券評価差額金 47,325千円	評価性引当額 △137,758千円
繰延税金資産小計 228,877千円	繰延税金資産合計(A) 42,924千円
評価性引当額 △184,981千円	【繰延税金負債】
繰延税金資産合計(A) 43,896千円	その他有価証券評価差額金
【繰延税金負債】	△5,006千円
その他有価証券評価差額金 △2,579千円	繰延税金負債合計(B) △5,006千円
繰延税金負債合計(B) △2,579千円	【繰延税金資産の純額】
【繰延税金資産の純額】	(A) + (B) 37,918千円
(A) + (B) 41,316千円	
(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
法定実効税率 27.66%	法定実効税率 27.66%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.82%	交際費等永久に損金に算入されない項目 3.59%
受取配当等永久に益金に算入されない項目 △2.14%	受取配当等永久に益金に算入されない項目 △4.42%
住民税均等割等 1.12%	住民税均等割等 2.31%
評価性引当額の増減 △0.03%	評価性引当額の増減 0.10%
収容等特別控除 △3.92%	その他 △1.82%
その他 △0.20%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 27.42%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 23.31%	
10 重要な後発事象に関する注記	11 重要な後発事象に関する注記
該当する事項はございません。	該当する事項はございません。
11 収益認識に関する注記	12 収益認識に関する注記
(収益を理解するための基礎となる情報) 「重要な会計方針に係る事項に関する注記ホ収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。	(収益を理解するための基礎となる情報) 「重要な会計方針に係る事項に関する注記ホ収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。
12 キャッシュ・フロー計算書に関する注記	13 キャッシュ・フロー計算書に関する注記
イ 現金および現金同等物の資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預金」中の当座預金および普通預金です。	イ 現金および現金同等物の資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預金」中の当座預金および普通預金です。

令和5年度	令和4年度
ロ 現金および現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 現金および預金勘定 84,075,647 千円 定期性預金 △ 80,558,000 千円 現金および現金同等物 3,517,647 千円	ロ 現金および現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 現金および預金勘定 85,798,730 千円 定期性預金 △ 82,308,000 千円 現金および現金同等物 3,490,730 千円

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和 5 年度	令和 4 年度
1 当期末処分剰余金	585,183	349,738
2 剰余金処分額	272,217	92,258
① 利益準備金	55,000	25,000
② 任意積立金	200,000	50,000
経営安定対策積立金	200,000	50,000
③ 出資配当金	17,217	17,258
次期繰越剰余金	312,966	257,479

(注) 1. 出資に対する配当の割合

令和 5 年度 年 1.0% 令和 4 年度 年 1.0%

ただし、年度内の増資および新規加入については日割計算を行っています。

2. 任意積立金における目的積立金の種類および積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりです。

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活、文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれております。

令和 5 年度 13,529 千円 令和 4 年度 6,206 千円

<別表>

(単位：千円)

種 類	積立目的	積立目標額	取崩基準	当期末残高
肥料共同 購入積立金	肥料価格の期中変動があった場合、農家負担に軽減をはかり、農家の経営安定に資すること。	1,603	次のような支出があった年度の決算期に該当支出額を取崩す	1,603
			①肥料価格が期中上昇し、農家に相当の負担が発生するとき。	
経営安定対策 積立金	農協を取り巻く経営リスク等に対する財務基盤の強化をすすめ組合経営の安定と健全な発展をはかること。	1,000,000	次のような支出があった年度の決算期に当該支出額を取崩す。	840,000
			①地震等の自然災害が発生したときに多額の費用が発生したとき。	
			②農産物の買取事業から生じたリスクにより多額の費用が発生したとき。	
			③固定資産・有価証券の減損損失および固定資産の撤去・除去ならびに修繕等の支出による多額の費用が発生したとき。	
			④会計基準等への対応により、多額の費用が発生したとき。	
⑤債権等資産の償却により、多額の費用が発生したとき。				

6.部門別損益計算書

(1) 令和5年度

(単位：百万円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	3,924	526	280	3,058	35	23	
事業費用②	2,733	95	18	2,539	32	46	
事業総利益③(①-②)	1,191	431	261	518	3	△23	
事業管理費④	1,153	263	210	568	21	89	
(うち減価償却費⑤)	(162)	(12)	(5)	(134)	(1)	(8)	
(うち人件費⑤')	(698)	(154)	(151)	(318)	(14)	(58)	
※うち共通管理費⑥		86	89	187	8	34	△406
(うち減価償却費⑦)		(4)	(5)	(10)	(0)	(1)	(△22)
(うち人件費⑦')		(30)	(31)	(65)	(2)	(12)	(△142)
事業利益⑧(③-④)	38	167	51	△49	△18	△112	
事業外利益⑨	110	42	29	31	2	4	
※うち共通分⑩		11	12	25	1	4	△55
事業外費用⑪	18	3	3	8	0	1	
※うち共通分⑫		3	3	8	0	1	△18
経常利益⑬(⑧+⑨-⑪)	130	206	77	△26	△16	△109	
特別利益⑭	365	63	65	204	6	25	
※うち共通分⑮		63	65	137	6	25	△298
特別損失⑯	143	16	16	101	1	6	
※うち共通分⑰		16	16	35	1	6	△76
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	352	253	125	75	△11	△90	
営農指導事業分 配賦額⑲		27	21	30	11	△90	
営農指導事業分配賦後税 引前当期利益⑳(⑱-⑲)	352	225	104	45	△23		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分です。

※上記の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益142百万円、事業費用142百万円）を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しておりません。

(注) 1. 共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等 人頭割(50%) + 給与割(50%)の基準を用いて各事業へ配賦しました。

(2) 営農指導事業 均等割(50%) + 事業総利益割(50%)の基準を用いて各事業へ配賦しました。

2. 配賦割合(1の配賦基準等で算出した配賦の割合)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	21.2%	22.0%	46.2%	2.1%	8.5%	100.0%
営農指導事業	30.1%	23.3%	33.9%	12.7%		100.0%

(2) 令和4年度

(単位：百万円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	4,089	532	299	3,217	36	4	
事業費用②	2,851	87	19	2,682	33	28	
事業総利益③(①-②)	1,238	444	280	534	2	△23	
事業管理費④	1,163	278	199	577	21	85	
(うち減価償却費⑤)	(150)	(11)	(5)	(125)	(2)	(5)	
(うち人件費⑤')	(726)	(169)	(145)	(337)	(14)	(59)	
※うち共通管理費⑥		85	76	178	7	31	△379
(うち減価償却費⑦)		(5)	(4)	(11)	(0)	(1)	(△23)
(うち人件費⑦')		(27)	(24)	(57)	(2)	(10)	(△122)
事業利益⑧(③-④)	75	165	80	△43	△18	△109	
事業外利益⑨	116	44	30	34	2	5	
※うち共通分⑩		13	12	29	1	5	△62
事業外費用⑪	20	4	4	9	0	1	
※うち共通分⑫		4	4	9	0	1	△20
経常利益⑬(⑧+⑨-⑪)	172	205	106	△17	△16	△105	
特別利益⑭	3	-	-	3	-	-	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失⑯	4	0	0	4	0	0	
※うち共通分⑰		0	0	0	0	0	△1
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	171	205	106	△18	△16	△105	
営農指導事業分 配賦額⑲		31	24	35	13	△105	
営農指導事業分配賦後税 引前当期利益⑳(⑱-⑲)	171	173	81	△53	△30		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分です。

※上記の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益236百万円、事業費用236百万円）を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しておりません。

(注)1. 共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等 人頭割(50%) + 給与割(50%)の基準を用いて各事業へ配賦しました。

(2) 営農指導事業 均等割(50%) + 事業総利益割(50%)の基準を用いて各事業へ配賦しました。

2. 配賦割合(1の配賦基準等で算出した配賦の割合)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	22.5%	20.3%	47.0%	2.0%	8.2%	100.0%
営農指導事業	30.1%	23.6%	33.7%	12.6%		100.0%

7.財務諸表等の正確性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、当JAの令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成されている以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所属部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年7月25日
東とくしま農業協同組合
代表理事組合長 荒井 義之

8.会計監査人の監査

令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。